

【重要】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、これまでも令和2年3月2日付け事務連絡等によりお示ししているところですが、学生等の私事渡航に関する考え方を取りまとめました。関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月17日

各都道府県
各都道府県教育委員会
各国公私立大学 担当課 御中
各国公私立高等専門学校
厚生労働省医政局
厚生労働省社会・援護局

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

学生等の私事渡航に関する新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大防止について(周知)

新型コロナウイルス感染症については、各国・地域において感染者数が増加し、世界保健機関(WHO)において「制御可能な世界的大流行(パンデミック)」を宣言するなど、日々状況が変化しています。

令和2年3月2日付け事務連絡において、各大学等に対して、感染症の拡大防止の必要性について学生等の理解を促すとともに、人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むよう、適切な周知・啓発をお願いしていたところですが、各大学等においては、昨今の世界各地での感染の広まりを踏まえ、海外渡航を行う可能性のある学生等について、外務省の「感染症危険レベル情報」等を参照し、感染拡大の危険を高めることがないよう、感染症の拡大防止の必要性について改めて学生等の理解を促すようお願いいたします。感染症危険レベル情報については、昨夜(令和2年3月17日)も更新があり、欧州の多くの地域のレベルが引き上げられているところですので、常に最新の情報を入手し、適切に対応してください。

その際には、令和2年3月16日付け事務連絡で留学生について、留意点を示しているところ、各大学等において、私事渡航を行う可能性のある学生等を含め、在籍している学生等に、本事務連絡の内容(特に「1. 日本人留学生等に対する危機管理情

報の提供について)を周知する等の対応をとっていただくとともに、令和2年3月2日付け事務連絡においても改めて参照いただき、適切な対応をお願いします。これらの事務連絡については、今後も更新を行う可能性がありますので、併せてご確認ください。なお、令和2年3月2日付け事務連絡の中で、「大学等において感染者が生じた場合にあっては、当分の間、その旨を文部科学省に報告いただきたい」こととしておりますところ、こちらについても引き続き宜しくお願いします。

専修学校又は各種学校について、所管又は所轄する各都道府県等におかれては、このことについて、各専修学校及び各種学校に対して周知をお願いします。

【参考】

- 令和2年3月16日付け事務連絡「日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について(依頼)」
- 令和2年3月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に係る留意事項について(周知)」

【本件担当】

○学生の私事渡航について
文部科学省学生・留学生課
直通：03-6734-2519

○専修学校・各種学校について
文部科学省生涯学習推進課
直通：03-6734-2939

※3月2日付け事務連絡や、3月16日付け事務連絡にてお願いしている内容については、それぞれの事務連絡に記載のある担当課にご連絡ください。

【重要】

新型コロナウイルス感染症に対応するため、別添のとおり、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について通知がありました。大学及び高等専門学校については、当該通知の直接の対象ではありませんが、同感染症の拡大を防止するため、これらの動向も踏まえ適切に御対応をいただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡

令和2年3月2日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に係る留意事項について（周知）

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。

このことを受け、別添のとおり、文部科学事務次官より小学校等の設置者に対して、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業を要請する通知が発出されたところです。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）については、当該要請の対象となるものではありませんが、現状に鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を改めて徹底すべく、これまで御連絡いたしました事項を整理するとともに、別添通知の趣旨を踏まえ、新たに御留意いただきたい事項をまとめましたので、お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところ

ですが、今がまさに、新型コロナウイルスの感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期にあります。各大学等におかれても、関連ホームページ等で最新の情報収集に努め、時機を捉えて、学生・教職員等への周知等の必要な対応を検討いただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1. 既報事項について

(1) . 感染拡大の防止に関する取組の徹底について

- ・ 令和2年2月25日付事務連絡「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」においてお知らせした通り、学生に感染症が発生した場合や学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法の規定に基づき、大学等の臨時休業や当該学生の出席停止等の措置を適切に講じること。
- ・ 併せて、大学等に感染者や感染者の濃厚接触者がいない場合であっても、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、当該大学等の所在する地域を管轄する保健所など都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として積極的な臨時休業を行うことも考えられること。
- ・ 感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する大学等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。
- ・ 大学等において感染者が生じた場合にあっては、当分の間、その旨を文部科学省に報告いただきたいこと。

(2) . 大学等におけるイベント・催事の取扱いについて

- ・ 大学等が主催するイベント(入学予定の高校生等を対象とするものを含む。)については、令和2年2月21日付事務連絡「厚生労働省『イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ』の周知について」や令和2年2月25日付事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)」において御連絡のとおり、現時点で一律に自粛要請を行うものではないが、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討いただきたいこと。
- ・ イベントの開催にあたっては、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状ある方には参加をしないよう依頼をするこ

と等、感染機会を減らす工夫をしていただきたいこと。

(3) . 大学入学者選抜について

- ・ 今後予定されている大学入学者選抜については、令和2年2月20日付事務連絡「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について」を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受験機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の柔軟な対応を行っていただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。
- ・ なお、実際に感染等により受験できなかったような受験生がいる場合などについては、文部科学省とも幅広によく相談いただきたいこと。

2. 新たにご留意いただきたい事項について

別添通知において、児童生徒の保健管理に関する事項として、「新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること」とあることも踏まえ、各大学等においても、感染症の拡大防止の必要性について学生の理解を促すとともに、人の多く集まるような場所にむやみに赴かないなど、感染拡大の危険を高める行為を慎むよう、適切に周知・啓発を図ること。

また、別添通知において、学校の「教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務・・・により学校へ出勤させないようにする」ことなどの記載があることも踏まえ、各大学等においても、教職員の感染対策を適切に行っていただきたいこと。

なお、2020年度卒業・修了予定者の就職活動について、新型コロナウイルスに係る感染症の影響に配慮いただきたい旨を、令和2年2月28日付事務連絡「2020年度（2021年3月）卒業・修了予定者の就職活動への配慮要請について（周知）」にてお示ししているところ、改めて参照いただきたいこと。

【本件担当】

- 全体について
文部科学省高等教育局高等教育企画課
直通：03-6734-2475
- 学生の就職活動について
文部科学省高等教育局学生・留学生課
直通：03-6734-3354
- 大学入学者選抜について
文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室
直通：03-6734-4902

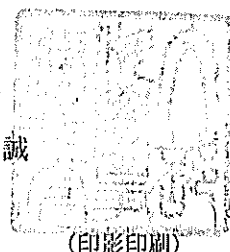
- 国立大学について
文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課
直通：03-6734-3760
- 公立大学について
文部科学省高等教育局 大学振興課
直通：03-6734-3370
- 私立大学について
文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課
直通：03-6734-2527
- 高等専門学校について
文部科学省高等教育局 専門教育課
直通：03-6734-3347



元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえることとしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

【重要】

令和2年2月14日付け事務連絡の内容を更新し、最新状況に基づき、これまでお示した点も含め、日本人留学生及び外国人留学生への対応に関する留意点を改めて取りまとめました、関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月16日

各国公立大学
各国公立高等専門学校 } 担当課 御中

文部科学省 高等教育局

日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに 関連した感染症への対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、各国・地域において感染者数が増加し、世界保健機関（WHO）において「制御可能な世界的大流行（パンデミック）」を宣言するなど、日々状況が変化しています。

については、令和2年2月14日付け事務連絡の内容を更新し、最新状況に基づき、これまでお示した点も含め、日本人留学生及び外国人留学生への対応に関する留意点を改めて取りまとめましたので、各大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）におかれては、引き続き適切な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、本事務連絡に引用している URL（各府省庁が発信するホームページ）等より最新の情報を随時把握するようにお願いします。

記

1. 日本人留学生等に対する危機管理情報の提供について

（1）感染症危険レベル情報

3月16日現在、感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」又はレベル2「不要不急の渡航は止めてください。」の国・地域は以下のとおりです。

各大学等においては、在籍している学生等に対して本情報を周知し、新たな渡航について慎重に検討するとともに、該当国・地域に現に在留する学生の一時帰国を含めた安全確保の対応方策についてご検討願います。対応方策の策定等に当たっては、「大学

等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」※¹（以下、「ガイドライン」という。）等を参考に、必要な対応を検討いただきますようお願いいたします。

表 1：感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域（3月16日10：00現在）

国	感染症危険情報レベル 3	感染症危険情報レベル 2
中国	湖北省全域、浙江省温州市	左記以外の地域
韓国	大邱広域市、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡、軍威郡、奉化郡	左記以外の地域
イラン	コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州、ロレスタン州	左記以外の地域
イタリア	ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ローマニャ州、ピエモンテ州、マルケ州	左記以外の地域
サンマリノ	全ての地域	－
バチカン市国	－	全ての地域
スイス	－	ティチーノ州
スペイン	－	マドリード州、バスク州、ラ・リオハ州

【感染症危険情報レベル 1 の国・地域（3月16日10：00現在）】

スイス（表 1 以外の地域）、スペイン（表 1 以外の地域）、アイスランド、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニア、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、モナコ、リヒテンシュタイン、アンドラ、ルクセンブルグ、ドイツ、フランス、米国ワシントン州、カタール、バーレーン

なお、欧州において新型コロナウイルス感染症の新規感染者が多数報告されており、感染が報告される国・地域も拡大傾向にあります。各大学等におかれても、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期すよう、在籍学生等への周知をお願いいたします。

※1 「大学等における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm)

(2) 日本からの渡航者や日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

各国・地域が行っている入国制限措置や行動制限の中には、日本からの渡航者（本邦に在留している外国人留学生含む）や日本人が対象に含まれているものがあります。外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については、外務省海外安全ホームページ^{※2}にてご確認ください。なお、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、外務省ホームページに掲載されている内容から更に変更されている可能性もあります。海外への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

※2 外務省海外安全ホームページ

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

また、(1)及び(2)に関して、今後留学することを希望している学生に対しても、こうした状況を幅広く共有するとともに、留学しようとする国・地域の設定や留学開始時期をはじめ、留学計画の内容について十分検討するよう周知をお願いします。

(3) 帰国後の検疫

3月9日午前0時から3月末日までの間（この期間は更新され得ます。）、日本人・外国人を問わず、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者について、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとされています。

また、中国・韓国に加え、現在、厚生労働省において、イラン、イタリアの一部地域及びサンマリノ（表2に掲げる入管法に基づく入国制限の対象となっている国・地域）から帰国する日本人についても、14日間の自宅待機と公共交通機関使用の自粛要請を

行っているとのこと。 (なお、表2に掲げる国・地域から帰国した場合は、到着空港におけるPCR検査の実施と保健所等による定期的な健康確認を行うこととされています。)

各大学等におかれては、該当国・地域に在留する日本人留学生に対して、上記の情報を周知するとともに、学生が当該期間内に帰国しようとする場合の注意喚起をお願いします。

こうした情報については、文部科学省ホームページにおいても、学生の皆さんへの注意喚起を図っています^{※3}。水際対策の抜本的強化の検疫に関する取組の詳細については、厚生労働省ホームページ^{※4}をご覧ください。

※3 「外国（特に中国、韓国、イラン、イタリア、サンマリノ、スイス、スペイン、バチカン市国）に留学中の日本人学生の皆さんへ」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm)

※4 厚生労働省「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

2. 日本人留学生への奨学金支給に関する取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に起因して一時帰国した等、プログラムの変更が必要となった日本人留学生の奨学金の取扱いについては、留学計画の中止ではなく一時中断の手続き等をとるなど、柔軟な対応を行うことを独立行政法人日本学生支援機構から各大学等に連絡^{※5}しています。

また、学生向けの情報提供として、「中国・韓国・イタリア・サンマリノ・スイス・スペイン・バチカン市国に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて」^{※6}を公表しておりますので、同機構の奨学金制度である「海外留学支援制度（協定派遣型）」、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」及び「第二種奨学金（短期留学）」の奨学生が在籍している大学等においては、本情報も適宜活用の上、当該学生に周知いただくようお願いいたします。

※5 【海外留学支援制度（協定派遣）型】

(https://www.jasso.go.jp/news/_icsFiles/afieldfile/2020/01/31/kaigai_china_tuuchi_1.pdf)

【トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム】

(https://tobitate.mext.go.jp/newscms/img/news/187_1_0yFcqcR036nzRkGu.pdf)

※6 【中国・韓国・イタリア・サンマリノ・スイス・スペイン・バチカン市国に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00002.htm

3. 新規渡日予定の外国人留学生への情報提供等について

今春入学予定の外国人留学生については、来日に際し航空機や公共交通機関等の交通規制等により本邦への渡日に支障がでる可能性があります。そのような懸念がある入学予定者に対しては、下記4、5に記載の内容の他、入学までの各種手続きや修学上の配慮措置等について、幅広く情報提供いただきますようよろしくお願いいたします。

特に、3月6日に閣議了解された水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組には、①中国及び韓国に所在する日本大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力の停止、②香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置の停止の措置が含まれています。これらの措置は、3月9日午前0時から運用が開始され、3月末日までの間、実施されます。（この期間は更新され得ます。）

本措置等により、中国・韓国からの留学生（各大学等の在學生であり、再入国許可（みなし再入国許可を含む）を得て出国している場合を除く。）については、3月9日午前0時から3月末日までの間、日本に入国できなくなります。

なお、新規渡日者ではなく、既に本邦に上陸し在留資格が認められている者のうち、再入国許可（みなし再入国許可を含む）を得て出国している者の場合は、査証制限等の対象にはなりません。

ただし、上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人については、当分の間、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとされています。

（表2：入国拒否地域） （3月16日10：00現在）

国	地域
中国	湖北省、浙江省
韓国	大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
イラン	ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州
イタリア	ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州
サンマリノ	全ての地域

※詳細かつ最新の情報は、法務省 HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上

陸拒否について」(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>) を御確認ください。

各大学等におかれては、当該地域から今春渡日予定の外国人留学生に対して本情報を周知するとともに、予定していた時期に渡日できない場合に備え、補講や履修登録に関する柔軟な対応（期間の延長等）、必要となる修学上の配慮措置についても具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供するよう、よろしく申し上げます。

4. 外国人留学生への奨学金支給に関する取扱について

(1) 新たに渡日予定の外国人留学生

本年4月に新たに渡日予定の国費外国人留学生及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、所定の期間から遅れて渡日する場合や秋渡日など奨学金支給期間を変更する場合も奨学金の受給ができるよう柔軟に対応することとします。

① 国費外国人留学生

4月に新規渡日を予定している国費外国人留学生については、以下の要件に該当する者に対して弾力的に対応します。

表3：奨学金支給の弾力化（国費外国人留学生）

要件	対応
○ 渡日手段の喪失（航空便の欠航等）等の理由により、出身国・地域からの出発空港や渡日時の到着空港を変更する場合	使用空港・経路の変更を認める。 ただし、変更後の出発空港への移動費及び到着空港から大学等の所在地への移動費は支給しない。
○ 渡日手段の減少、出発国内の交通遮断及びビザ入手困難等の理由により、4月1日～4月7日までの間に渡日できない場合 (渡日は遅れるが、当初予定の学期から受け入れる場合)	左記の期間以降であっても渡日旅費を支給する。また、国費留学生としての身分も喪失しない。 ただし4月中に渡日できない場合、4月分の奨学金は支給しない。
○ 入学時期を4月から秋に延期する等、受入開始学期・月の後ろ倒しを行う場合 (留学生の事情（渡日手段の減少、出発国内の交通遮断及びビザ入手困難	学生と大学等の間で受入開始学期・月を変更することについて合意があった場合は、変更後の受入れ時期が令和2年度中に限り変更を認める。 なお、正規生として受け入れる場合の奨

等)を考慮のうえ、大学等が当該留学生の受入開始学期・月を次学期(4学期制等を実施している大学については次学期以降)または5月以降に変更する場合)	学金支給期間は、変更後の受入月から起算した当該課程の標準修業年限までとするが、研究留学生の非正規生として受け入れる場合の奨学金支給終了月は受入れ時期の変更の有無にかかわらず令和4年3月末日から変更しない。
○ 受入大学の学期開始時期の変更や、検疫法に基づく日本入国後の待機措置等の理由により、4月1日～4月7日までの間に大学側が受け入れできない場合 (渡日は遅れるが、当初予定の学期から受け入れる場合)	左記の期間以降であっても渡日旅費を支給する。また、国費留学生としての身分も喪失しない。 ただし4月中に渡日できない場合、4月分の奨学金は支給しない。

※ いずれの場合も、新型コロナウイルス感染症に起因する理由によるものに限る。

※ 複数の要件に該当する場合は、各要件の対応をそれぞれ準用する。

※ 上記措置は令和2年度内に入学する場合に限る。

※ 大学推薦の国費外国人留学生について、受入を令和3年度に延期する場合は、奨学金を辞退のうえ、令和3年度受入の推薦において改めて受け付けることとする。ただし、当該措置に伴う推薦枠の拡大については予定していない。

② 2020年度留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)

学習奨励費受給者の推薦に当たっては、募集要項に記載する受給者の条件を全て満たしている必要がありますが、新型コロナウイルス感染症への日本政府の対応等のため一部の条件を満たすことが困難な場合は、独立行政法人日本学生支援機構において、以下のとおり特例措置を実施し、推薦を認めることとなっています。

取扱いの詳細については、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。

表4：奨学金支給の弾力化(2020年度留学生受入れ促進プログラム)

特例措置が認められる場合	特例措置を認める項目
○ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策として、日本政府が査証の制限を行っているため、推薦締切までに渡日することができない場合	・ 在留カード番号の登録 ・ ゆうちょ口座番号の登録
○ 新型コロナウイルスへの感染の恐れ	・ 在留カード番号の登録

<p>があるとして、外国人学生の母国が自国民の日本への渡航を制限しているため、推薦記述までに渡日することができない場合</p>	<p>・ ゆうちょ口座番号の登録</p>
<p>○ 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策として、日本政府が査証の制限を行ったこと等により渡日が遅れ、推薦締切までにゆうちょ口座を開設することができない場合</p>	<p>・ ゆうちょ口座番号の登録</p>
<p>○ 留学生が保健所又は学校から新型コロナウイルス感染の可能性がある等の判断によって、隔離措置又は自宅待機等を要請されているため、推薦締切までにゆうちょ口座の開設ができない場合</p>	<p>・ ゆうちょ口座番号の登録</p>

(2) 在籍中の外国人留学生への奨学金支給に関する取扱について

在籍中の国費外国人留学生及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」については、自宅待機措置等により在籍確認ができない場合の特例措置を実施^{※7※8}しております。

取扱いの詳細については、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。

※7 「新型コロナウイルス感染症に係る国費外国人留学生制度の取扱いについて（令和2年3月13日更新）」

(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/kokuhi/_icsFiles/afieldfile/2020/03/13/kokuhi_corona0313_ver3.pdf)

※8 「新型コロナウイルス感染症に係る学習奨励費の取扱い（令和2年3月13日更新）」

(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2020/03/13/corona_taio_3.pdf)

5. 履修登録等の修学上の配慮について

予定していた時期に渡日できない学生や、2週間の自宅滞在が求められる学生に対する、補講や履修登録に関する柔軟な対応（期間の延長等）等、必要な修学上の配慮について具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供いただきますよう、お願いします。

また、交流協定等を締結する大学間での日本人留学生及び外国人留学生の短期間の留学にあっては、新型コロナウイルス感染症やそれに起因した教育機関等の開講状況等によっては、海外留学プログラムが十分に実施されず、十分な授業参加ができない場合や途中で帰国せざるをえない場合等も考えられます。そのような場合には、学生本人が不利益を被らないような単位取得条件の協議を行うなど、交流先大学等との連携を図るようお願いします。

6. 日本人留学生及び外国人留学生に関する危機管理体制の確保について

ガイドラインにおいて、緊急時の日本人留学生との連絡体制の確保等について各大学等に要請しているところですが、ガイドラインを参考に、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、中国以外への派遣も含め適切な危機管理体制の確保並びに必要な対応の検討をお願いいたします。

また、外国人留学生についても、ガイドラインを参考に、緊急連絡先の確保、派遣元大学等との情報交換、緊急時のワンストップによる相談窓口の確保や、文部科学省や保健所等の関係機関への連絡体制の構築等、危機管理体制について検討をお願いいたします。加えて、外国人留学生に対し情報を発信する際は、法務省「外国人生活支援ポータルサイト」^{※9}や各省庁ホームページにおいて多言語で発信しているもの^{※10※11}等をご活用いただきつつ、日本語の理解が不十分である外国人留学生にも確実に伝わるよう、周知の工夫をお願いいたします。

※9 【法務省「外国人生活支援ポータルサイト」】

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html)

※10 【法務省「新型コロナウイルス感染症に関する情報」】

(<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>)

※11 【厚生労働省「日本へ入国される方へ（各国語ポスター）」】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

7. 日本人留学生及び外国人留学生への保険加入等の案内について

有効な保険が無い状態で、新型コロナウイルス感染症を含めた病気になり患した場合やケガを負った場合等の治療費は、国内外を問わず高額な出費となる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、入院措置やそれに伴う医療費は原則として公費負担となる指定感染症に指定されています^{※12}。これらを踏まえ、各大学等においては、ガイドライン等を参考に、大学等单位での保険の加入、日本

人留学生の海外留学に対応する旅行保険等の加入、外国人留学生の国民健康保険の加入等、医療制度や保険制度等を踏まえた病気になり患した場合やケガを負った場合の対策を検討いただくとともに、学生へも広く周知いただくようお願いいたします。

※12 【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A」】

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00009.html)

○関連情報ホームページ

(文部科学省：新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

(外務省海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp> (PC版、スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(在中国日本国大使館ホームページ)

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(外務省渡航登録サービス(滞在期間3カ月未満:「たびレジ」、3か月以上:在留届))

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

(外務省:「たびレジ」登録サイト(「簡易登録」サイト))

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(独立行政法人日本学生支援機構:新型コロナウイルス関連感染症に関する注意喚起)

https://www.jasso.go.jp/news/1327120_1545.html

【本件担当】

(日本人の海外留学・外国人留学生に関する事項全般について)

文部科学省高等教育局学生・留学生課政策調査係

代 表 : 03-5253-4111 (内 3360 又は 3433)

直 通 : 03-6734-3360

(大学の履修登録等の修学上の配慮について)

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室学務係

代 表 : 03-5253-4111 (内 3334)

直 通 : 03-6734-3334

(高等専門学校の履修登録等の修学上の配慮について)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

代 表 : 03-5253-4111 (内 3347)

直 通 : 03-6734-3347

【重要】

令和2年3月16日付け事務連絡の内容を更新し、感染症危険情報レベル2以上の国・地域（3月17日現在）を作成しましたので、関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

表1：感染症危険情報レベル2以上の国・地域（3月17日10：00現在）

国	感染症危険情報レベル3	感染症危険情報レベル2
中国	湖北省全域、浙江省温州市	左記以外の地域
韓国	大邱広域市、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡、軍威郡、奉化郡	左記以外の地域
イラン	コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州、ロレスタン州	左記以外の地域
<u>アイスランド</u>	<u>全ての地域</u>	—
イタリア	<u>リグーリア州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、ヴァッレ・ダオスタ州、ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ローマニャ州、ピエモンテ州、マルケ州</u>	左記以外の地域
スイス	<u>ティチーノ州</u>	<u>左記以外の地域</u>
スペイン	<u>マドリッド州、バスク州、ラ・リオハ州</u>	<u>左記以外の地域</u>
サンマリノ	全ての地域	—
<u>オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニ</u>	—	<u>全ての地域</u>

<u>ア、デンマーク、ドイツ、</u> <u>ノルウェー、フランス、ベ</u> <u>ルギー、リヒテンシュタイ</u> <u>ン、ルクセンブルク、アン</u> <u>ドラ、モナコ、エストニア、</u> <u>ギリシャ、スロベニア、チ</u> <u>ェコ、ハンガリー、フィン</u> <u>ランド、ポーランド、ポル</u> <u>トガル、マルタ、ラトビア、</u> <u>リトアニア、バチカン</u>		
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

【感染症危険情報レベル1の国・地域（3月17日10：00現在）】

英国、アイルランド、米国ワシントン州、カタール、バーレーン

※詳細かつ最新の情報は、外務省海外安全 HP「海外安全情報（新着情報）」
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) を御確認ください。